

- イ 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者のうち事業所が同一都道府県内の2以上の市町村に所在するもの
- ③ 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者のうち事業所が同一市町村内のみで所在するもの 市町村長
- ※ 業務管理体制の監督権者と事業者の指定権者が異なる場合があることに留意されたい。

なお、基準該当障害福祉サービス事業者は、これらの措置の対象外であるが、これらの措置が不正事案の発生防止と適正なサービスの提供の確保を目的としているという趣旨を踏まえ、市町村においては、基準該当障害福祉サービス事業者による不正事案の発生防止と適正なサービスの提供が確保されるよう必要な配慮をお願いします。

事業者等の業務管理体制に関する基準、業務管理体制確認検査指針（仮称）、業務管理体制の整備に必要な事業者等に係るデータの管理方法等については、追って連絡するが、基本的には介護保険法に基づく業務管理体制の整備等に係る仕組みと同様のものとする予定である。

また、施行日（平成24年4月1日予定）以後に行うこととなる業務管理体制の整備に係る届出については、一定の経過措置（介護保険の例では、制度施行後6か月以内の届出を認める経過措置を実施）を設けることを検討しているが、その内容についても後日お示しする。

各事業者等における業務管理体制が実効ある形で機能し、不正事案の発生防止と適正なサービスの提供が確保されるためには、事業者等が自ら適切な業務管理体制を整備し、不断にその改善を図っていくことが最も重要であるが、国、都道府県及び市町村においても事業者等への業務管理体制の整備の状況に対する監督を通じて、適切な助言を行うことにより、その取組みを支援していくことが必要であるので、必要な対応をよろしくをお願いします。

2 介護職員等によるたんの吸引等の実施について

(1) 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会について

これまで、介護職員等によるたんの吸引・経管栄養の取扱については、当面のやむを得ない措置（実質的違法性阻却）として、在宅・特別養護老人ホーム・特別支援学校において、介護職員等がたんの吸引等のうちの一定の行為を実施することを一定の要件の下、運用上認めてきた。（関連資料2（39, 40頁））

しかしながら、こうした運用による対応について、そもそも法律において

位置付けるべきではないか、グループホーム・有料老人ホームや障害者施設等においては対応できていないのではないかと、在宅でもホームヘルパーの業務として位置付けるべきではないか等の課題が指摘されている。

介護職員等がたんの吸引等を実施できるようにすることは、今後、たんの吸引等の医行為が必要な重度の障害者等が地域において安心して暮らせる社会を実現していく上で不可欠であり、このことは、平成22年6月に閣議決定された「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」の中でも、「たん吸引や経管栄養等の日常における医療的ケアについて、介助者等による実施ができるようにする方向で検討し、平成22年度内にその結論を得る」とされたところである。

また、平成22年9月に総理からも、「介護人材の活用のため、在宅、介護保険施設、学校等において、介護福祉士等の介護職員が、たんの吸引や経管栄養等といった日常の「医療的ケア」を実施できるよう、法整備の検討を早急に進めること」との指示が厚生労働省に対してあったところである。（関連資料2（41頁））

こうしたことから、平成22年7月、「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」（座長・大島伸一 独立行政法人国立長寿医療研究センター総長）（関連資料2（42頁））を設置し、介護職員等によるたんの吸引等の実施のための法制度の在り方や介護現場等において、たんの吸引等が必要な者に対して、必要なケアをより安全に提供するための方策について検討を行ってきたところであり、同年12月に「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方について（中間まとめ）」が取りまとめられたところである。（関連資料2（43頁））

※基本的な考え方（中間まとめから抜粋）

- ・介護の現場等におけるたんの吸引等のニーズや実態を踏まえ、必要な人に必要なサービスを安全かつ速やかに提供することを基本とすべきである。
- ・介護職員等によるたんの吸引等については、介護サービス事業者等の業務として実施することができるよう位置付け、現在の実質的違法性阻却論に伴う介護職員等の不安や法的な不安定を解消することを目指す。
- ・その際、現在の実質的違法性阻却論による運用の下で行われていることができなくなるなど、不利益な変更が生じないよう十分に配慮することが必要である。
- ・まずは、たんの吸引及び経管栄養を対象として制度化を行うが、将来的な拡大の可能性も視野に入れた仕組みとする。ただし、その際には、関係者を含めた議論を経て判断することが必要である。
- ・安全性の確保については、医学や医療の観点からはもちろん、利用者の視点や社会的な観点からも納得できる仕組みによるものとする。
- ・介護職員等に対する教育・研修の在り方については、不特定多数の者を対象とする場合と、特定の者を対象とする場合を区別して取り扱うもの

とする。後者については、特定の利用者ごとに行う実地研修を重視した研修体系を設けるなど配慮するものとする。

その結果、介護福祉士及び一定の研修を修了した介護職員等が一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施できることとし、「社会福祉士及び介護福祉士法」を改正する方向で検討しているところである。

なお、平成22年10月から実施している「試行事業」を通して、その結果の評価と検証を行い、教育・研修や安全確保措置の具体的内容等について、さらに検討を進めることとしており、検討結果がまとまり次第情報提供を行うこととしたい。

(2) 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業の創設

介護職員等がたんの吸引等の一部医行為を安全に実施できるよう、全都道府県において介護職員等に対する研修を実施するために必要な経費及びその研修の指導を行う者を養成する研修の受講に要する経費を補助することについて、平成23年度予算案に計上したところである。(関連資料2(44頁))

また、平成22年度補正予算においては、介護職員等に対する研修を行うための体制整備に必要な経費を計上したところである。

本研修事業の具体的内容等については、今後、「試行事業」の評価と検証を行い、その結果等を踏まえ改めてお知らせすることとしているが、各都道府県においては、在宅の障害(児)者や障害福祉事業所等のニーズを十分に踏まえ、これらの補助事業を活用し、本研修事業の実施に向けての積極的な取り組みをお願いしたい。(関連資料2(45,46頁))

なお、全都道府県における本研修事業の実施に先立ち、厚生労働省では、都道府県単位でたんの吸引等に関する研修指導を行う医師・看護師等に対し、必要な講習を実施することとしており、改めて開催案内等をお知らせすることとしているので、受講者の人選や派遣等についてご留意願いたい。

(3) 「特定の者を対象とした研修」の実施

「中間まとめ」において、筋萎縮性側索硬化症(ALS)等の重度障害者の介護等については、利用者とのコミュニケーションなど、利用者や介護職員等との個別の関係性がより重視されることから、これらの特定の利用者ごとに行う実地研修を重視した研修体系を設けるなど、教育・研修(基本研修及び実地研修)の体系には複数の類型を設けることとされている。

現在、「特定の者を対象とした研修」についても「試行事業」を実施しているところであり、今後、その結果について評価と検証を行い、教育・研修や安全確保措置の具体的内容等について改めてお知らせすることとしている。各都道府県におかれては、特定の利用者ごとに行う実地研修を重視した研修の実施についても、各都道府県内の関係団体の意見を踏まえ、十分な配慮をお願いする。(関連資料2(47頁))